

# 愛知淑徳大学大学院ビジネス研究科規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、愛知淑徳大学大学院ビジネス研究科（以下「研究科」という。）が愛知淑徳大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第1条に則り、次条に掲げる基本理念及び目的を達成するため、教育課程、研究指導、単位認定及び管理運営等について、大学院学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(1) 研究科は、大学理念である「違いを共に生きる」のもと、ビジネス関連領域の研究・教育を通じた「社会課題の解決と価値創出」を基本理念とする。

2 研究科は、この理念を実現するため、次の目的掲げる。

(1) 研究科は、ビジネス専攻（博士課程）1専攻とし、高度な専門的学識の獲得、および研究を深めるとともに学際的研究視野をも身につけ高次元の課題解決を追究することを教育の目的とする。

3 この規程に定めるもののほか、研究科の教育課程等に関し必要な事項は、研究科委員会の定めるところによる。

## (教員編制方針)

第2条 研究科は、第1条に掲げる基本理念・目的を達するため、教育課程、授業、研究指導等及び運営上の必要性に基づき、人材の多様性を考慮しつつ、以下の要件を備えた教員により編制する。

(1) 研究科の教員となる者は、人格、高い倫理観、識見、研究上の業績、大学の教育及び運営を担う能力、学会及び社会における活動実績並びに職務遂行能力等について、大学教員たるに適する条件を備えていなければならない。

(2) 研究科の基本理念である「社会課題の解決と価値創出」に基づき、専門領域における高度な学識を有するとともに、学生の主体的な研究活動を指導し、ビジネス関連領域における体系的知識を涵養する資質を備えていなければならない。

(3) 専門領域横断型の視野に立ち、協働して学生指導に当たるために、ビジネスと社会に対する深い洞察力を有し、学修者個々が設定した研究課題に応じた研究育成能力を身につけていなければならない。

## (教育の目的)

第3条 研究科は、大学院学則第2条に則りビジネス専攻（博士課程）1専攻とし、高度な専門的学識の獲得、および研究を深めるとともに学際的研究視野をも身につけ高次元の課題解決を追究することを教育の目的とする。

## (教育課程編成の基本方針)

第4条 前条の目的に従い、研究科はアカウンティング専修とマネジメント&エコノミー専修の2つの専修を設ける。これはビジネスにおける主要学問分野である、会計学（アカウンティング専修）および経営学、商学、経済学（マネジメント&エコノミー専修）に関わる2つの面からそれぞれに応じた深い学修、研究を行うとともにこの両面を関連づけることによって幅広い学際的学修、研究を可能にする教育課程を編成する。

2 博士前期課程においては、企業等で活躍しうる問題解決能力を備えた人材、高度に専門的な職業人、あるいは博士後期課程への進学者等となりうる人材を育成することを主眼に2つの修了要件「専門的職業人コース」「研究者養成コース」を設け、研究指導と科目履修とによる柔軟な教育課程を編成する。

博士後期課程においては、博士前期課程、修士課程での学修等、研究成果を踏まえ、専門分野における研究をさらに高度化、発展させることにより、ビジネスの各領域に関わる、学問の発展・向上に寄与でき、自立して活動できる研究者もしくは特に高度な専門的知識を有する職業人を育成することを目的とし、博士論文作成を実質とする「特殊研究科目」を専修ごとに開講し、担当教員による研究指導を中心とした教育課程を編成する。

(研究科委員会)

第5条 研究科の管理運営に必要な重要事項を審議するため、専任教員を構成員とする研究科委員会を置く。研究科委員会は研究科長が招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科委員会において、研究科長が指名した委員が議長の職務を行う。
- 3 研究科委員会は、委員総数（海外出張中または休職中の者を除く。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 白票は有効票に含める。

(運営委員会)

第6条 研究科に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、研究科長及び研究科長の指名する者により組織する。
- 3 運営委員会は、研究科における教育、研究及び運営に関する事項を審議し、必要に応じて研究科委員会に提出する議案を作成する。

(授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導)

第7条 研究科が開設する授業科目とその単位数、履修方法及び研究指導は、別表のとおりとする。

(長期履修)

第8条 大学院学則第3条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、これを認めることがある。

- 2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(研究指導教員等)

第9条 入学又は進学を許可された者には、研究指導教員を定める。

- 2 研究指導教員は、必要に応じて2人以上とすることができる。その場合において、主たる研究指導教員は1人とする。

(研究計画等の提出)

第10条 博士前期課程に入学を許可された者は、研究指導教員の指導を受けて研究課題を含む研究計画書を作成し、指定の期間内に研究科長に提出し、研究科委員会の承認を得るものとする。

- 2 博士後期課程に入学又は進学を許可された者は、前項の研究計画書を博士論文計画書と読み替えて、同様の手続きを経るものとする。なお、研究計画書は在学中の毎年度はじめに、前項と同様の手続きを経て提出しなければならない。

(博士論文の中間報告)

第11条 博士後期課程に入学又は進学を許可された者は、1年次の11月より半年ごとに博士論文中間報告会において発表しなくてはならない。ただし、当該年度に博士の学位授与申請にかかる予備審査を申請し、許可された場合は、この限りではない。

(博士論文の提出)

第12条 博士論文を提出する予定の者は、原則として当該年度の研究計画の提出の際に博士の学位申請にかかる予備審査申請を行う。

- 2 博士論文の提出に関しては、愛知淑徳大学学位規程第8条、第9条に則する。
- 3 前2項の他に必要な事項は、別に定める。

(入学前の本大学院における既修得単位の認定)

第13条 学生が研究科に入学する前に本大学院において修得した単位については、10単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認定することができる。

2 前項による単位の認定方法については、研究科委員会の定めるところによる。

(他の研究科の授業科目の履修)

第14条 学生が他の研究科において授業科目を履修し修得した単位については、10単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認定することができる。

2 前項による単位の認定方法については、研究科委員会の定めるところによる。

(学部の授業科目の履修)

第15条 学生は、研究指導教員の承認を得て、学部の授業科目を履修することができる。ただし、これにより修得した単位については、課程修了の要件単位には含まないものとする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経た研究科長の上申により、学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第2項は平成18年度以降に入学する者から適用し、平成17年度までに入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度以前に入学したビジネス研究科博士後期課程の学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第1条の第1項については、平成30年度以降入学者から適用し、平成29年度までに入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第1条の第1項については、平成31年度以降入学者から適用し、平成30年度までに入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条については、令和6年度以降入学者から適用し、令和5年度までに入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。



学 科 目		必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
<実践科目> (グローバルビジネススキル)	ビジネスクラシックスリーディング		2	専門的職業人コースは4単位以上選択必修、研究者養成コースは2単位以上選択必修
	ビジネスジャーナルリーディング		2	
	グローバルリーダー研修		2	
	(フランクティカルビジネススキル)			専門的職業人コースは4単位以上選択必修、研究者養成コースは2単位以上選択必修
ビジネスプランニングⅠ		2		
ビジネスプランニングⅡ		2		
フィールドワーク		2		
	クリティカルシンキング		2	
合 計		2	112	

修了要件

【専門的職業人コース】

- (1) 修得すべき単位  
研究科で定める34単位以上（研究指導教員の演習科目8単位を含める）を修得しなければならない。
- (2) 課題研究レポート  
課題研究レポートの審査に合格しなければならない。
- (3) 学位試験  
課題研究レポートについての学位試験に合格しなければならない。

【研究者養成コース】

- (1) 修得すべき単位  
研究科で定める30単位以上（研究指導教員の演習科目8単位を含める）を修得しなければならない。
- (2) 学位論文  
修士の学位論文（以下「修士論文」という）の審査に合格しなければならない。
- (3) 学位試験  
修士論文についての学位試験に合格しなければならない。



学 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
ビジネスモデル特講Ⅱ		2	
リスクマネジメント特講Ⅰ		2	
リスクマネジメント特講Ⅱ		2	
ものづくり経営特講Ⅰ		2	
ものづくり経営特講Ⅱ		2	
人的資源管理特講		2	
アジアビジネス特講Ⅰ		2	
アジアビジネス特講Ⅱ		2	
コーポレートファイナンス特講Ⅰ		2	
コーポレートファイナンス特講Ⅱ		2	
国際ビジネス特講Ⅰ		2	
国際ビジネス特講Ⅱ		2	
ビジネスエコノミクス特講Ⅰ		2	
ビジネスエコノミクス特講Ⅱ		2	
経済政策特講Ⅰ		2	
経済政策特講Ⅱ		2	
<演習科目>			
マネジメント&エコノミー演習AⅠ		2	
マネジメント&エコノミー演習AⅡ		2	
マネジメント&エコノミー演習AⅢ		2	
マネジメント&エコノミー演習AⅣ		2	
マネジメント&エコノミー演習BⅠ		2	
マネジメント&エコノミー演習BⅡ		2	
マネジメント&エコノミー演習BⅢ		2	
マネジメント&エコノミー演習BⅣ		2	
マネジメント&エコノミー演習CⅠ		2	
マネジメント&エコノミー演習CⅡ		2	
マネジメント&エコノミー演習CⅢ		2	
マネジメント&エコノミー演習CⅣ		2	
マネジメント&エコノミー演習DⅠ		2	
マネジメント&エコノミー演習DⅡ		2	
マネジメント&エコノミー演習DⅢ		2	
マネジメント&エコノミー演習DⅣ		2	
マネジメント&エコノミー演習EⅠ		2	
マネジメント&エコノミー演習EⅡ		2	
マネジメント&エコノミー演習EⅢ		2	
マネジメント&エコノミー演習EⅣ		2	
マネジメント&エコノミー演習FⅠ		2	
マネジメント&エコノミー演習FⅡ		2	
マネジメント&エコノミー演習FⅢ		2	
マネジメント&エコノミー演習FⅣ		2	
マネジメント&エコノミー演習GⅠ		2	
マネジメント&エコノミー演習GⅡ		2	
マネジメント&エコノミー演習GⅢ		2	
マネジメント&エコノミー演習GⅣ		2	
マネジメント&エコノミー演習HⅠ		2	
マネジメント&エコノミー演習HⅡ		2	
マネジメント&エコノミー演習HⅢ		2	
マネジメント&エコノミー演習HⅣ		2	
マネジメント&エコノミー演習IⅠ		2	
マネジメント&エコノミー演習IⅡ		2	
マネジメント&エコノミー演習IⅢ		2	
マネジメント&エコノミー演習IⅣ		2	

学 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
<実践科目> (グローバルビジネススキル) ビジネスクラシックスリーディング ビジネスジャーナルリーディング ビジネスプレゼンテーション		2 2 2	専門的職業人コースは4単位以上選択必修、研究者養成コースは2単位以上選択必修
(ブラクティカルビジネススキル) ビジネスプランニングⅠ ビジネスプランニングⅡ フィールドワーク クリティカルシンキング		2 2 2 2	専門的職業人コースは4単位以上選択必修、研究者養成コースは2単位以上選択必修
合 計	2	200	

## 修了要件

## 【専門的職業人コース】

- (1) 修得すべき単位  
研究科で定める34単位以上（研究指導教員の演習科目8単位を含める）を修得しなければならない。
- (2) 課題研究レポート  
課題研究レポートの審査に合格しなければならない。
- (3) 学位試験  
課題研究レポートについての学位試験に合格しなければならない。

## 【研究者養成コース】

- (1) 修得すべき単位  
研究科で定める30単位以上（研究指導教員の演習科目8単位を含める）を修得しなければならない。
- (2) 学位論文  
修士の学位論文（以下「修士論文」という）の審査に合格しなければならない。
- (3) 学位試験  
修士論文についての学位試験に合格しなければならない。

別表

## ビジネス研究科 ビジネス専攻

【令和6年度以降入学者】

学 科 目		必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
博 士 後期課程	(アカウンティング専修)			各年次4単位以上、合計12単位 以上選択必修
	アカウンティング特殊研究Ⅰ	2		
	アカウンティング特殊研究Ⅱ	2		
	アカウンティング特殊研究Ⅲ	2		
	アカウンティング特殊研究Ⅳ	2		
	アカウンティング特殊研究Ⅴ	2		
	アカウンティング特殊研究Ⅵ	2		
	(マネジメント&エコノミー専修)			
	マネジメント&エコノミー特殊研究Ⅰ	2		
	マネジメント&エコノミー特殊研究Ⅱ	2		
	マネジメント&エコノミー特殊研究Ⅲ	2		
	マネジメント&エコノミー特殊研究Ⅳ	2		
	マネジメント&エコノミー特殊研究Ⅴ	2		
	マネジメント&エコノミー特殊研究Ⅵ	2		
合 計		24		

## 修了要件

ビジネス研究科ビジネス専攻博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して上記科目中、研究指導教員の特殊研究科目を12単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査および試験に合格しなければならない。